

第3章 障害福祉計画

障害福祉計画の体系

大項目	中項目	小項目	基本計画(柱)との関連		
			柱	頁	
1. 障害福祉計画の基本指針	(1)	計画の策定にあたって	-	-	
	(2)	国の基本指針の概要	-	-	
2. 成果目標の設定	(1)	福祉施設の入所者の地域生活への移行	柱1 柱2	p.40~ p.56~	
	(2)	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	柱2	p.56~	
	(3)	地域生活支援の充実	柱1 柱2	p.40~ p.56~	
	(4)	福祉施設から一般就労への移行等	柱3	p.69~	
	(5)	障害児支援の提供体制の整備等《障害児福祉計画》	柱4	p.82~	
	(6)	相談支援体制の充実・強化等	柱1	p.40~	
	(7)	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	柱2 柱4	p.56~ p.82~	
3. 活動指標(障害福祉サービスの見込み)	(1)	訪問系サービス	居宅介護	柱2	p.56~
		重度訪問介護			
		同行援護			
		行動援護			
		重度障害者等包括支援			
	(2)	日中活動系サービス	生活介護	柱2 柱3	p.56~ p.69~
			重度障害者の生活介護		
			自立訓練(機能訓練)		
			自立訓練(生活訓練)		
			就労選択支援		
			就労移行支援		
			就労継続支援(A[雇用]型)		
			就労継続支援(B[非雇用]型)		
			就労定着支援		
			療養介護		
	短期入所(ショートステイ)(福祉型・医療型)				
	重度障害者の短期入所(福祉型)				
	(3)	居住系サービス	自立生活援助	柱2	p.56~
			共同生活援助(グループホーム)		
重度障害者の共同生活援助(グループホーム)					
施設入所支援					
地域生活支援拠点等					
(4)	相談支援関連	計画相談支援	柱1 柱2	p.40~ p.56~	
		地域移行支援			
		地域定着支援			

大項目	中項目	小項目	基本計画(柱)との関連		
			柱	頁	
3. 活動指標 (障害福祉サービスの見込み)	(5) 障害児福祉サービス《障害児福祉計画》	障害児通所支援	児童発達支援	柱4	p.82~
			放課後等デイサービス		
			保育所等訪問支援		
			居宅訪問型児童発達支援		
	障害児相談支援	障害児相談支援	柱4	p.82~	
		医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置			
	(6) 発達障害者等に対する支援	ペアレントトレーニング・ペアレントプログラム等の支援プログラムの受講者数(保護者)及び実施者数(支援者)	柱4	p.82~	
		ペアレントメンターの人数			
		ピアサポートの活動への参加人数			
	(7) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	保健, 医療及び福祉関係者による協議の場	開催回数	柱2	p.56~
参加者数					
(8) 相談支援体制の充実・強化のための取組	基幹相談支援センターの設置	基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化	柱1 柱2	p.40~ p.56~	
		協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善			
		精神障害者の地域移行支援・地域定着支援・共同生活援助・自立生活援助・自立訓練(生活訓練)			
(9) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組	障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	柱2 柱4	p.56~ p.82~	
		指導監査結果の関係市町村との共有			
		指導監査結果の関係市町村との共有			
4. 地域生活支援事業の見込み	(1) 必須事業	理解促進研修・啓発事業	柱1 柱2 柱3 柱4	p.40~ p.56~ p.69~ p.82~	
		自発的活動支援事業			
		相談支援事業			
		成年後見制度利用支援事業			
		成年後見制度法人後見支援事業			
		意思疎通支援事業			
		日常生活用具給付等事業			
		手話奉仕員養成研修事業			
		移動支援事業			
		地域活動支援センター機能強化事業			
	専門性の高い意思疎通支援事業				
	(2) その他事業	日中一時支援事業	柱1 柱2	p.40~ p.56~	
		訪問入浴サービス事業			
		点字・声の広報等発行事業			
障害者グループホーム入居者家賃助成事業					

1. 障害福祉計画の基本指針

(1) 計画の策定にあたって

「第7期柏市障害福祉計画」及び「第3期柏市障害児福祉計画」は、2024年度から2026年度までを対象とし、障害福祉サービス及び相談支援、並びに地域生活支援事業を提供するための体制確保が、総合的かつ計画的に行えるように策定するものです。

策定にあたっては、国で策定する「基本指針」に基づく必要があります。「基本指針」には、配慮する点や基本的考え方等が提示されるとともに、次のことを設定するように示されています。

- 成果目標：障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標として設定する数値等。
- 活動指標：成果目標を達成するために設定する、障害福祉サービスの利用人数や日数等の見込量。
- 地域生活支援事業の見込量：地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により計画的に実施する事業である、地域生活支援事業の利用人数等の見込量。

本市においても、国の基本指針に基づき、サービス提供事業者と連携をとりながら提供体制の充実に努めます。

(2) 国の基本指針の概要

《配慮する点》

1. 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
2. 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
3. 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
4. 地域共生社会の実現に向けた取組
5. 障害児の健やかな育成のための発達支援
6. 障害福祉人材の確保・定着
7. 障害者の社会参加を支える取組定着

《障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方》

1. 全国で必要とされる訪問系サービスの保障
2. 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障
3. グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
4. 福祉施設から一般就労への移行等の推進
5. 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者等に対する支援体制の充実
6. 依存症対策の推進

《相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方》

1. 相談支援体制の充実・強化
2. 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
3. 発達障害者等に対する支援
4. 協議会の活性化

《障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方》

1. 地域支援体制の構築
2. 保育,保健医療,教育,就労支援等の関係機関と連携した支援
3. 地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進
4. 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備
5. 障害児相談支援の提供体制の確保

2. 成果目標の設定

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

《国の基本指針》

- 施設入所者の地域生活への移行:2026年度末時点で、2022年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行
- 施設入所者の削減:2026年度末時点で、2022年度末時点の施設入所者数から5%以上削減

《市の目標値》

施設入所者の地域生活への移行については、入所者本人や家族の意向を確認し、地域生活への移行ありきとにならないよう配慮しながら、国の基本指針で示される6%(11人)の地域移行を目標に設定します。併せて、2026年度末時点での施設入所者数についても、国の基本指針で示される5%(9人)の削減を目標値とします(新規入所者は2人を想定)。

項目	目標値	考え方
2026年度末時点の地域生活移行者数	11人 (6.0%)	2022年度末施設入所者数187人の6.0%
2026年度末時点の施設入所者削減数	9人 (5.0%)	2026年度末施設入所者数178人 (新規入所者は2人を想定)

《関連する活動指標》

- (1) 訪問系サービス
- (2) 日中活動系サービス
- (3) 居住系サービス
- (4) 相談支援関連

《関連する障害者基本計画の取組》

- 柱1-施策1-取組1「相談支援・ケアマネジメント体制の充実」
- 柱1-施策1-取組2「多分野の協働による相談支援の充実」
- 柱2-施策1-取組1「地域生活を支える場の充実」
- 柱2-施策1-取組2「高齢障害・重度障害等にも対応できる環境の整備」
- 柱2-施策2-取組1「在宅生活を支援するサービスの充実」
- 柱2-施策2-取組2「日中活動や医療等のサービスの充実」

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

《国の基本指針》

- 【県】精神障害者の精神病棟から退院後1年以内の地域における平均生活日数:2026年度における平均が325.3日以上
- 【県】精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上,65歳未満):2026年度末における目標値を設定(基本指針で示される計算式で算定)
- 【県】精神病床における早期退院率:2026年度において,入院後3か月時点の退院率が68.9%以上,入院後6か月時点が84.5%以上,入院後1年時点が91.0%以上

《市の目標値》

数値目標については県が定める事項となりますが,入院している精神障害者が地域生活(自宅やグループホーム等)に移行するにあたり,地域移行支援や地域定着支援を始めとした障害福祉サービスの提供等の支援を行う必要があります。これまでの実績を踏まえ,本目標に関連する活動指標を設定します。

《関連する活動指標》

- (7) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

《関連する障害者基本計画の事業》

- 柱2-施策1-取組1 「地域生活を支える場の充実」
- 柱2-施策1-取組2 「高齢障害・重度障害等にも対応できる環境の整備」
- 柱2-施策2-取組1 「在宅生活を支援するサービスの充実」
- 柱2-施策2-取組2 「日中活動や医療等のサービスの充実」

(3) 地域生活支援の充実

《国の基本指針》

- 各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制を構築：2026年度末までに整備及び体制構築
- 支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討：年1回以上実施
- 強度行動障害を有する障害者に関して、その状況及び支援ニーズを把握し、支援体制を整備：2026年度末までに体制を整備（新規）

《市の目標値》

本市においては、2019年度末までに地域生活支援拠点4か所を面的・機能別に整備を行い、国の基本方針で示されているコーディネーターの配置等による支援体制及び緊急時の連絡体制を構築しています。今後は、地域性への配慮やさまざまな障害に対する支援体制を整備するため、年2回を目途に、各地域生活支援拠点等の運用状況の評価を行い、その結果を柏市自立支援協議会に報告します。

また、柏市自立支援協議会において関係機関の連携の下、強度行動障害者の地域における支援体制の検討を行います。

項目	目標値	考え方
地域生活支援拠点等の整備、効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築	有	2019年度末までに地域生活支援拠点4か所整備済、合わせて支援体制及び緊急時の連絡体制も構築済
支援の実績等を踏まえ運用状況を検証・検討	2回／年	参考値：2022年度は2回／年開催
強度行動障害者に関して地域の関係機関が連携した支援体制の整備	有	柏市自立支援協議会を支援体制とする

《関連する活動指標》

- (3) 居住系サービス

《関連する障害者基本計画の取組》

- 柱1-施策1-取組1 「相談支援・ケアマネジメント体制の充実」
- 柱2-施策1-取組1 「地域生活を支える場の充実」

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

《国の基本指針》

- 福祉施設から一般就労への移行者数:2026年度中に2021年度実績の1.28倍以上
- 一般就労への移行者数(就労移行支援事業):2026年度中に2021年度実績の1.31倍以上
- 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所:2026年度において,就労移行支援事業所の5割以上(新規)
- 一般就労への移行者数(就労継続支援A型事業):2026年度中に2021年度実績の1.29倍以上
- 一般就労への移行者数(就労継続支援B型事業):2026年度中に2021年度実績の1.28倍以上
- 就労定着支援事業の利用者数:2026年度中に2021年度末実績の1.41倍以上
- 就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合:2026年度において,就労定着支援事業所の2割5分以上

《市の目標値》

本市においては,障害者就業・生活支援センター等を始めとした関係機関の連携による障害者雇用の促進や,ジョブコーチ派遣事業等の活用を通じた職場定着支援の強化により,一般就労及び職場定着の促進を図ります。

項目	目標値	考え方
2026年度中に福祉施設から一般就労へ移行する人数	74人	2021年度実績(58人)の1.28倍
2026年度中に就労移行支援事業から一般就労へ移行する人数	54人	2021年度実績(43人)の1.25倍
2026年度における就労移行支援事業のうち,就労移行支援事業利用終了者で一般就労に移行した者の割合が5割以上の事業所の割合	5割 (4事業所)	参考値:2023年度の就労移行支援事業所数(8事業所)
2026年度中に就労継続支援A型事業から一般就労へ移行する人数	12人	2021年度実績(9人)の1.3倍
2026年度中に就労継続支援B型事業から一般就労へ移行する人数	8人	2021年度実績(6人)の1.3倍
2026年度中の就労定着支援事業の利用者数	67人	2021年度実績(49人)の1.37倍
2026年度における就労定着支援事業所のうち,就労定着率が7割以上の事業所の割合	25%	参考値:2022年度末の就労定着率が7割以上の事業所割合は13%

《関連する活動指標》

- (2) 日中活動系サービス

《関連する障害者基本計画の取組》

- 柱3-施策1-取組1「一般就労及び職場定着の促進」
- 柱3-施策1-取組2「工賃向上の取組強化」

(5) 障害児支援の提供体制の整備等《障害児福祉計画》

《国の基本指針》

- 児童発達支援センターの設置:2026年度末までに各市町村または各圏域に1か所以上設置
- 障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進体制を構築:2026年度末までに推進体制を構築
- 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等の設置:2026年度末までに各市町村または圏域に1か所以上設置
- 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置:2026年度末までに整備
- 【県】難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保,及び新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築:2026年度末までにそれぞれの体制を構築
- 【県】医療的ケア児等支援センターを設置し,医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置:2026年度末までに整備
- 【県】医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置:2026年度末までに整備
- 【県】障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場の設置:2026年度末までに設置

《市の目標値》

国の基本指針に挙げられている児童発達支援センター等については,本市において既に設置・確保等の対応済です。引き続き,各事業を活用し充実した支援を目指します。

項目	目標値	考え方
児童発達支援センターの設置	有	2013年度に設置済
障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築	有	柏市自立支援協議会を推進体制とする
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	有	市内に8か所確保済
医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	有	協議の場は2013年度,コーディネーターは2018年度に設置済

《関連する活動指標》

- (5) 障害児福祉サービス《障害児福祉計画》

《関連する障害者基本計画の取組》

- 柱4-施策1-取組1「障害の早期発見から健やかな成長のための療育支援の充実」
- 柱4-施策1-取組2「こども園・幼稚園・保育園等,地域で適切な支援が受けられる体制の強化」
- 柱4-施策2-取組2「放課後や休日における居場所の充実」
- 柱4-施策3-取組2「支援機関間の連携強化による途切れない支援」

(6) 相談支援体制の充実・強化等

《国の基本指針》

- 各市町村において、基幹相談支援センターを設置：2026年度末までに設置
- 基幹相談支援センターが地域の相談支援体制強化を図る体制を確保：2026年度末までに体制を確保
- 協議会において個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組及び取組を行うための体制を確保：2026年度末までに体制を確保

《市の目標値》

本市においては、地域における相談支援体制の強化を図るため、中核機関である基幹相談支援センターの機能強化に取り組みます。また、柏市自立支援協議会相談支援部会における情報交換や個別事例の検討を通じ、地域の課題を抽出し、それらの課題について柏市自立支援協議会で協議や共有を行うことで、地域課題の解決を図ります。

項目	目標値	考え方
基幹相談支援センターの設置	有	2014年度に設置済
基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保	活動指標で設定	118ページを参照
協議会において個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組及び取組を行うための体制の確保	活動指標で設定	118ページを参照

《関連する活動指標》

- (8) 相談支援体制の充実・強化のための取組

《関連する障害者基本計画の取組》

- 柱1-施策1-取組1 「相談支援・ケアマネジメント体制の充実」
- 柱1-施策1-取組2 「多分野の協働による相談支援の充実」

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

《国の基本指針》

- 各都道府県及び各市町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための以下の取組を実施する体制を構築：2026年度末までに体制を構築
 - 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用
 - 【県】計画的な人材養成の推進
 - 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有
 - 指導監査結果の関係市町村との共有

《市の目標値》

本市においては、虐待防止・権利擁護・障害支援区分認定調査員等、県が主催する幅広いテーマの研修に参加しています。障害者自立支援審査支払等システムを適時確認し、請求の過誤が多くみられた場合は集団指導の場で説明しており、必要とされる体制を確保しています。また、事業者を対象とした指導監査を通じて、課題が見つければ必要に応じ県と情報共有を行っているほか、県・関係市との連絡会議を開催しさまざまな課題について情報共有を図ります。

項目	目標値	考え方
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制の構築	活動指標で設定	119ページを参照

《関連する活動指標》

- (9) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

《関連する障害者基本計画の取組》

- 柱2-施策2-取組1 「在宅生活を支援するサービスの充実」
- 柱2-施策2-取組2 「日中活動や医療等のサービスの充実」
- 柱4-施策2-取組2 「放課後や休日における居場所の充実」

3. 活動指標（障害福祉サービスの見込み）

障害福祉サービスの種類ごとに、必要となるサービスの見込量を定め、その確保に向けた方策に取り組んでいきます。見込量については、2015年度から2022年度におけるサービスの利用実績及び傾向を踏まえ算出しています。

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスは全体に増加傾向にあり、今後も必要なサービス量は増加すると予測し、見込量を設定します。障害者が安心して地域生活を継続し、社会参加できるよう、引き続きこれらサービスを提供する事業者の確保に努めます。

項目	事業概要
居宅介護	自宅で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由、知的障害、精神障害があり、常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障害者（児）が移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	知的、精神障害者で自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護が必要な重度障害者に対し、ヘルパーや施設通所等の包括的な提供を行います。

サービス見込量		第6期実績		第7期見込		
サービス種別	単位	2021年度	2022年度	2024年度	2025年度	2026年度
居宅介護	人／月	479	519	540	561	584
	時間／月	11,964	12,508	12,954	13,472	14,011
重度訪問介護	人／月	28	36	40	45	51
	時間／月	9,633	12,840	13,588	15,218	17,045
同行援護	人／月	71	78	76	76	76
	時間／月	1,366	1,629	1,499	1,518	1,537
行動援護	人／月	16	18	22	28	34
	時間／月	196	292	312	387	480
重度障害者等包括支援	人／月	0	0	0	0	0
	時間／月	0	0	0	0	0

《関連する障害者基本計画の取組》

- 柱2-施策2-取組1「在宅生活を支援するサービスの充実」

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスは、生活介護、就労に関する支援、短期入所（福祉型）へのニーズが引き続き増加すると予想し、見込量を設定します。広域的な連携による提供事業所の拡充も含め、必要となるサービス量の確保に努めます。また、今期計画から新たな活動指標として追加となった重度障害者に対する生活介護と短期入所について、特に注視しつつ必要なサービス提供体制を整えます。

項目	事業概要
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
重度障害者の生活介護	強度行動障害、高次脳機能障害、医療的ケアが必要な人など重度障害者に必要な生活介護を行います。
自立訓練（機能訓練）	理学療法、作業療法等必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行います。
自立訓練（生活訓練）	入浴、排泄及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行います。
就労選択支援	障害者本人の能力や希望、配慮事項を事前に把握し、一人一人のニーズに応じて就労先を選択できるような支援を行います。
就労移行支援	一般就労を希望する障害者を対象に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、就職後の職場への定着のために必要な相談等の支援を行います。
就労継続支援 （A〔雇用〕型）	A〔雇用〕型は、雇用契約に基づき、生産活動、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。
就労継続支援 （B〔非雇用〕型）	B〔非雇用〕型は、一般企業等での就労が困難な障害者を対象に、生産活動、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。
就労定着支援	就労移行支援等を利用して一般就労した障害者の就労の継続を図るため、相談を通じて生活面・社会面の課題を把握し、企業や関係機関等との連絡調整や必要な支援を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする障害者を対象に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
短期入所 （ショートステイ） （福祉型・医療型）	自宅で介護する人の病気などにより、障害者支援施設などに短期間入所することが必要な障害者を対象に、障害者支援施設や療養介護事業所などへ短期間入所し、入浴、排泄または食事の介護等を提供します。
重度障害者の短期入所 （福祉型）	強度行動障害、高次脳機能障害、医療的ケアが必要な人など重度障害者に必要な短期入所の支援を行います。

サービス見込量		第6期実績		第7期見込		
サービス種別	単位	2021年度	2022年度	2024年度	2025年度	2026年度
生活介護	人/月	645	682	696	710	724
	人日/月	12,741	14,007	13,217	13,482	13,751
重度障害者の生活介護	人/月			278	284	289
	人日/月			5,287	5,393	5,500
自立訓練(機能訓練)	人/月	0	1	1	1	1
	人日/月	0	4	9	9	10
自立訓練(生活訓練)	人/月	16	29	17	16	16
	人日/月	327	555	294	290	286
就労選択支援	人/月	—	—	6	7	7
就労移行支援	人/月	136	138	142	146	151
	人日/月	2,498	2,460	2,416	2,489	2,564
就労継続支援 (A〔雇用〕型)	人/月	178	204	231	260	294
	人日/月	3,610	3,792	4,149	4,689	5,298
就労継続支援 (B〔非雇用〕型)	人/月	518	563	591	621	652
	人日/月	8,718	9,824	9,458	9,931	10,428
就労定着支援	人/月	49	58	61	64	67
	人日/月	49	58	61	64	67
療養介護	人/月	29	31	28	28	28
短期入所(福祉型)	人/月	91	148	154	160	166
	人日/月	537	525	770	800	832
重度障害者の短期入所 (福祉型)	人/月			10	11	11
	人日/月			52	54	56
短期入所(医療型)	人/月	3	2	3	3	3
	人日/月	20	16	14	14	15

《関連する障害者基本計画の取組》

- 柱2-施策2-取組2 「日中活動や医療等のサービスの充実」
- 柱3-施策1-取組1 「一般就労及び職場定着の促進」
- 柱3-施策1-取組2 「工賃向上の取組強化」

(3) 居住系サービス

居住系サービスは、地域生活移行の推進や介助を行う保護者の高齢化などにより、共同生活援助（グループホーム）へのニーズがさらに高まると予想し、見込量を設定します。また、今期計画から新たな指標として追加になった重度障害者に対する共同生活援助（グループホーム）について、施設の整備や支援者育成の支援等により、必要量の確保に努めます。

項目	事業概要
自立生活援助	定期的に利用者の居宅を訪問し、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時に適切な支援を行います。
共同生活援助 （グループホーム）	共同生活を行う住居で、主に夜間や休日、相談や日常生活上の援助を行います。
重度障害者の共同生活援助 （グループホーム）	強度行動障害、高次脳機能障害、医療的ケアが必要な人など重度障害者に必要な共同生活援助の支援を行います。
施設入所支援	施設に入所している障害者に、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
地域生活支援拠点等	地域生活支援拠点等の機能の充実にに向けた検証及び検討を行います。

サービス見込量		第6期実績		第7期見込		
サービス種別	単位	2021 年度	2022 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
自立生活援助	人／月	0	4	1	1	1
共同生活援助（グループホーム）	人／月	403	488	566	657	762
重度障害者の共同生活援助（グループホーム）	人／月			113	131	152
施設入所支援	人／月	186	186	188	188	188
地域生活支援拠点等の機能の充実にに向けた検証及び検討回数	回	2	2	1	1	1

《関連する障害者基本計画の取組》

- 柱2-施策1-取組1 「地域生活を支える場の充実」
- 柱2-施策1-取組2 「高齢障害・重度障害等にも対応できる環境の整備」

(4) 相談支援関連

相談支援関連については、障害者手帳や福祉サービス受給者証所持者数の増加を踏まえ、サービス利用時に必要となる計画相談支援へのニーズが高まると予想し、見込量を設定します。事業所間の連携及び相談支援従事者の人材育成を通じて、適切なサービス提供体制の確保に努めます。

項目	事業概要
計画相談支援	障害福祉サービスまたは地域相談支援利用者のサービス等利用計画を作成し、ケアマネジメントを行います。
地域移行支援	障害者支援施設入所者や病院に入院している精神障害者に対し、地域生活に移行するための相談や支援を行います。
地域定着支援	施設や病院から地域移行した障害者、単身や家族の状況等により支援が必要な障害者に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急時の対応を行います。

サービス見込量		第6期実績		第7期見込		
サービス種別	単位	2021年度	2022年度	2024年度	2025年度	2026年度
計画相談支援	人/月	657	613	674	742	816
地域移行支援	人/月	3	1	2	2	2
地域定着支援	人/月	1	1	1	1	1

《関連する障害者基本計画の取組》

- 柱1-施策1-取組1 「相談支援・ケアマネジメント体制の充実」
- 柱1-施策1-取組2 「多分野の協働による相談支援の充実」
- 柱2-施策1-取組1 「地域生活を支える場の充実」

(5) 障害児福祉サービス《障害児福祉計画》

障害児福祉サービスは障害者に対するサービスと比べ、福祉サービス受給者証所持者数の増加率が高く、支援ニーズの高まりがみられることや、これまでの利用実績の伸びを踏まえ、特に児童発達支援及び放課後等デイサービス、保育所等訪問支援へのニーズがさらに高まると予想し、見込量を設定します。これらサービスの提供においては、関係部署や関連支援機関との連携を通じて、適切なタイミングで適切な支援が提供できる体制の確保に努めます。

	項目	事業概要
障害児 通所支援	児童発達支援	療育の必要な未就学児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
	放課後等デイサービス	小・中・高校生の障害児に対して、放課後や休日、夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に行います。
	保育所等訪問支援	障害児施設で指導経験のあるスタッフが、保育所等を定期的に訪問し、障害児や保育所等の職員に対し、障害児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障害の状態にある障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
障害児 相談支援	障害児相談支援	障害児通所支援を利用する児童を対象に、障害児支援利用計画を作成し、ケアマネジメントを行います。
	医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を行います。

サービス見込量		第6期実績		第7期見込		
サービス種別	単位	2021年度	2022年度	2024年度	2025年度	2026年度
児童発達支援	人/月	534	624	736	869	1,025
	人日/月	5,102	5,699	6,627	7,820	9,227
放課後等デイサービス	人/月	837	940	1,034	1,137	1,251
	人日/月	9,942	11,381	12,408	13,649	15,014
保育所等訪問支援	人/月	54	74	86	100	116
	人日/月	76	109	86	100	116
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0
障害児相談支援	人/月	222	176	188	202	216
医療的ケア児等コーディネーターの配置人数	人/月	7	8	5	5	5

《関連する障害者基本計画の取組》

- 柱4-施策1-取組1 「障害の早期発見から健やかな成長のための療育支援の充実」
- 柱4-施策1-取組2 「こども園・幼稚園・保育園等, 地域で適切な支援が受けられる体制の強化」
- 柱4-施策2-取組2 「放課後や休日における居場所の充実」
- 柱4-施策3-取組2 「支援機関間の連携強化による途切れない支援」

(6) 発達障害者等に対する支援

本市では、発達障害児者に対象を絞ったペアレントプログラム等は実施しておりませんが、県及び市内の団体や子育て支援の分野で実施しているペアレントプログラムやペアレントメンター養成研修等を積極的に紹介し、受講者数の増加に努めます。ピアサポート活動についても本市では実施しておりませんが、県のピアサポート養成講座修了者の紹介等に取り組みます。

項目	事業概要
ペアレントトレーニング・ペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数(保護者)及び実施者数(支援者)	現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、プログラムの受講者数(保護者)及びプログラムの実施者数(支援者)の見込みを設定します。
ペアレントメンターの人数	現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、ペアレントメンターの人数の見込みを設定します。
ピアサポートの活動への参加人数	現状のピアサポートの活動状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、数の見込みを設定します。

サービス見込量		第6期実績		第7期見込		
サービス種別	単位	2021年度	2022年度	2024年度	2025年度	2026年度
支援プログラム等の受講者数(保護者)	人	0	0	0	0	0
支援プログラム等の実施者数(支援者)	人	0	0	0	0	0
ペアレントメンターの人数	人	0	0	0	0	0
ピアサポートの活動への参加人数	人	0	0	0	0	0

《関連する障害者基本計画の取組》

- 柱4-施策1-取組1 「障害の早期発見から健やかな成長のための療育支援の充実」

(7) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

本市では、「柏市精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進会議」として、関係者の協議の場を定期的で開催しています。協議の場の開催回数及び参加者数については、第6期の実績を踏まえ設定します。精神障害者の各種サービスについては、利用者数の見込みを勘案し見込量を設定します。

項目	事業概要
開催回数	市町村ごとに保健, 医療, 福祉の関係者による協議の場を設置し, 協議の場の1年間の開催回数の見込みを設定します。
保健, 医療及び福祉関係者による協議の場 参加者数	同協議の場を通じて重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる, 保健, 医療, 福祉, 介護, 当事者及び家族等の関係者ごと(医療にあっては, 精神科及び精神科以外の医療機関別)の参加者数の見込みを設定します。
目標設定及び評価の実施回数	同協議の場を通じて重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる, 協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込みを設定します。
精神障害者の地域移行支援・地域定着支援・共同生活援助・自立生活援助・自立訓練(生活訓練)	現に各サービスを利用している精神障害者の人数や精神障害者等のニーズ, 入院中の精神障害者のうち各サービスの利用が見込まれる人の人数等を勘案し, 利用者数の見込みを設定します。

サービス見込量		第6期実績		第7期見込			
サービス種別	単位	2021年度	2022年度	2024年度	2025年度	2026年度	
保健, 医療及び福祉関係者による協議の場	開催回数	回	12	14	13	13	13
	参加者数	人	190	250	250	250	250
	目標設定及び評価の実施回数	回	1	1	1	1	1
精神障害者の地域移行支援	人/月	3	1	2	2	2	
精神障害者の地域定着支援	人/月	1	1	1	1	1	
精神障害者の共同生活援助	人/月	157	186	226	263	305	
精神障害者の自立生活援助	人/月	0	1	1	1	1	
精神障害者の自立訓練(生活訓練)	人/月			12	12	11	

《関連する障害者基本計画の取組》

- 柱2-施策1-取組1 「地域生活を支える場の充実」
- 柱2-施策1-取組2 「高齢障害・重度障害等にも対応できる環境の整備」
- 柱2-施策2-取組1 「在宅生活を支援するサービスの充実」
- 柱2-施策2-取組2 「日中活動や医療等のサービスの充実」

(8) 相談支援体制の充実・強化のための取組

本市において、基幹相談支援センターは設置済みです。基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化、及び協議会における個別事例の検討に関しては、これまでの実績や取組を踏まえ、各サービスや取組の見込量を設定します。

項目	事業概要
基幹相談支援センターの設置	基幹相談支援センターの設置有無の見込みを設定します。
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化	基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数、地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数、地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数、個別事例の支援内容の検証の実施回数の見込みを設定します。また、基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数の見込みを設定します。
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数(頻度)及び参加事業者・機関数、協議会の専門部会の設置数及び実施回数(頻度)の見込みを設定します。

サービス見込量		第6期実績		第7期見込			
サービス種別	単位	2021年度	2022年度	2024年度	2025年度	2026年度	
基幹相談支援センターの設置	有無	有	有	有	有	有	
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件	124	52	60	65	70
	地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	件	10	9	10	10	10
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	回	19	15	8	8	8
	個別事例の支援内容の検証の実施回数	回			20	20	20
	基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	人			4	4	4
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数及び参加事業者・機関数	回			6	6	6	
	人・箇所			210	210	210	
協議会の専門部会の設置数及び実施回数	個			4	4	4	
	回			12	12	12	

《関連する障害者基本計画の取組》

- 柱1-施策1-取組1 「相談支援・ケアマネジメント体制の充実」
- 柱1-施策1-取組2 「多分野の協働による相談支援の充実」
- 柱2-施策1-取組1 「地域生活を支える場の充実」

(9) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

障害福祉サービスの質を向上させるための取組として、引き続き、県主催の研修に積極的に参加します。障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果については、適宜集団指導の場を設けるなど共有の体制を確保しており、今後も同様の取組を継続します。指導監査結果に関しては、県及び関係市と連絡会議を開催し、必要に応じ課題等について情報共有を行っています。

項目	事業概要
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修やその他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定します。
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数を見込みを設定します。
指導監査結果の関係市町村との共有	都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無及びその共有回数を見込みを設定します。

サービス見込量		第6期実績		第7期見込		
サービス種別	単位	2021年度	2022年度	2024年度	2025年度	2026年度
都道府県が実施する研修への参加人数	人	11	12	15	15	15
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有体制及び実施回数	有無	有	有	有	有	有
	回	1	1	1	1	1
指導監査結果の関係市町村との共有体制及び共有回数	有無	有	有	有	有	有
	回	0	0	必要に応じ実施	必要に応じ実施	必要に応じ実施

《関連する障害者基本計画の事業》

- 柱2-施策2-取組1 「在宅生活を支援するサービスの充実」
- 柱2-施策2-取組2 「日中活動や医療等のサービスの充実」
- 柱4-施策2-取組2 「放課後や休日における居場所の充実」

4. 地域生活支援事業の見込み

地域生活支援事業とは、障害者等が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な事業形態により計画的に実施する事業です。

見込量については、2015年度から2022年度におけるサービスの利用実績及び傾向を踏まえ算出しています。

(1) 必須事業

項目	事業概要
理解促進研修・啓発事業	市民に対して、障害者等に対する理解を深めるため、講座開催、事業所訪問、イベント開催、広報活動などの研修・啓発事業を行います。
自発的活動支援事業	障害者等やその家族、市民等が自発的に行う活動（災害対策、孤立防止活動支援、社会活動支援、ボランティア活動支援）に対して支援を行います。
相談支援事業	障害児者やその家族などからの相談に適切に対応するために、地域生活支援拠点も含めた民間事業者の専門性を活用しながら、地域で身近な相談窓口を確保します（地域生活支援拠点では任意事業の「地域移行の安心生活支援」のコーディネート事業を活用して24時間の相談受付・コーディネートを実施します）。専門的な相談への対応や市内の相談支援体制の質の向上を図るため、体制づくりの中心となる複数の地域生活支援拠点及び基幹相談支援センターで、柏市自立支援協議会を活用した相談支援従事者に対する研修を実施し、ネットワークの構築に努めます。また、障害者が安心して地域での生活を送れるよう、住宅入居の支援や後見制度の利用支援など、権利擁護を行うとともに、専門的な療育指導が受けられる体制を整備します。
成年後見制度利用支援事業	障害などにより生活上の判断が困難な人で、身寄りがないなど、親族などによる後見等開始の審判の申立てができない人について、市長が代わって申立てを行います。また、成年後見制度を利用するにあたって費用を負担することが困難な人に対して、審判の申立てに係る費用及び後見人等への報酬の助成を行います。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ることを目的とします。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思の疎通を図ることに支障がある障害者に、手話通訳者や要約筆記者の

項目	事業概要
日常生活用具給付等事業	<p>派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。</p> <p>障害者に対して、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することなどにより、生活の便宜を図り、その福祉の増進を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 介護・訓練支援用具：身体介護を支援する用具や訓練用具 〔例〕特殊寝台, 特殊マット, 訓練用ベッド • 自立生活支援用具：入浴, 調理, 移動など生活の自立を支援する用具 〔例〕入浴補助用具, 移動支援用具, 聴覚障害者用屋内信号装置 • 在宅療養等支援用具：在宅療養等を支援する用具 〔例〕電気式痰吸引器, 盲人用体温計 • 情報・意思疎通支援用具：情報収集, 情報伝達や意思疎通等を支援する用具 〔例〕ファックス, 人工喉頭, 点字器 • 排泄管理支援用具：排泄管理を支援する衛生用具 〔例〕ストマ用装具, 紙おむつ • 住宅改修費：居宅での円滑な生活動作等を図るための小規模な住宅改修 〔例〕手すり設置
手話奉仕員養成研修事業	手話奉仕員を養成するための研修事業を実施します。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者に対して、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活と社会参加を促進します。
地域活動支援センター機能強化事業	障害者などが通い、創作的活動や生産活動、社会との交流を進めるなど、多様な活動を行う場を設けます。
専門性の高い意思疎通支援事業	福祉に関する知識や基本的な技術を身につけた要約筆記者を養成します。また、広域的な派遣や市で実施が困難な派遣等を可能にするため、関係機関と連携を図り、手話通訳者や要約筆記者等の派遣を行います。さらに、盲ろう者向け通訳・介助員の養成研修及び盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業を、千葉県、千葉市、船橋市と共同事業で行います。

サービス見込量		第6期実績		第7期見込		
サービス種別	単位	2021年度	2022年度	2024年度	2025年度	2026年度
理解促進研修・啓発事業	有無	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業	有無	有	有	有	有	有
障害者相談支援事業	有無	有	有	有	有	有
相談支援機能強化事業	有無	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	有無	有	有	有	有	有
障害児等療育支援事業	有無	有	有	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	人/年	22	26	30	32	34
成年後見制度法人後見支援事業	有無	有	有	有	有	有
手話通訳者設置事業	通訳者数	3	3	3	3	3
	相談件数/年	1,821	3,962	2,576	2,564	2,551
手話通訳者派遣事業	通訳者数	18	18	18	18	18
	派遣件数/年	518	520	547	557	566
要約筆記者派遣事業	筆記者数	18	17	18	18	18
	派遣件数/年	50	85	60	62	65
介護・訓練支援用具	件/年	13	16	22	22	22
自立生活支援用具	件/年	34	20	44	44	44
在宅療養等支援用具	件/年	38	56	46	46	46
情報・意思疎通支援用具	件/年	28	43	44	44	44
排泄管理支援用具	件/年	762	781	789	797	805
住宅改修費	件/年	12	6	9	9	9
手話奉仕員養成研修事業	講習修了者	26	32	23	24	25
移動支援事業	人/月	304	323	326	329	333
	時間/月	4,185	5,171	2,936	2,965	2,995
地域活動支援センター機能強化事業(市内)	実施か所	5	4	6	6	6
	人/月	191	178	188	188	188
地域活動支援センター機能強化事業(市外)	実施か所	3	2	4	4	4
	人/月	10	6	11	11	11
要約筆記者養成研修事業	講習修了者	—	4	5	—	5
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	講習修了者	0	0	1	1	1
手話通訳者派遣事業(広域派遣)	人/年	0	1	1	1	1
要約筆記者派遣事業(広域派遣)	人/年	0	0	1	1	1
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	人/年	2	2	2	2	2

《関連する障害者基本計画の取組》

- 柱1-施策1-取組1 「相談支援・ケアマネジメント体制の充実」
- 柱1-施策1-取組2 「多分野の協働による相談支援の充実」
- 柱1-施策2-取組1 「成年後見制度の利用促進」
- 柱1-施策3-取組2 「意思疎通支援の充実」
- 柱2-施策1-取組2 「高齢障害・重度障害等にも対応できる環境の整備」
- 柱2-施策2-取組1 「在宅生活を支援するサービスの充実」
- 柱2-施策2-取組2 「日中活動や医療等のサービスの充実」
- 柱3-施策2-取組2 「交流・居場所づくりの促進」
- 柱3-施策3-取組1 「共生意識の醸成」
- 柱3-施策3-取組2 「協働による福祉活動の促進」
- 柱4-施策1-取組1 「障害の早期発見から健やかな成長のための療育支援の充実」

(2) その他の事業

項目	事業概要
日中一時支援事業	宿泊を伴わない日中の一時的な見守りの場や活動の場を提供し、在宅で介護をしている家族の就労や一時的な休息を支援します。
訪問入浴サービス事業	重度の身体障害者に対して、訪問により浴槽を提供して入浴の介助を行い、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。
点字・声の広報等発行事業	視覚障害者向けに「点字・声の広報」の発行を行います。
奉仕員養成・研修事業	点訳奉仕員、朗読奉仕員の養成・研修事業を行います。
障害者グループホーム入居者家賃助成事業	グループホームなどに入居する障害者のうち、市民税が非課税の人に対して家賃を助成します。

サービス見込量		第6期実績		第7期見込		
サービス種別	単位	2021年度	2022年度	2024年度	2025年度	2026年度
日中一時支援事業	人/月	160	190	225	228	231
	人日/月	769	951	1,103	1,119	1,135
訪問入浴サービス事業	人/月	23	32	30	30	31
	人日/月	147	242	186	185	184
点字広報発行事業	発行部/月	22	20	20	20	20
声の広報発行事業	発行部/月	74	74	75	75	75
点訳奉仕員養成・研修事業	人/年	16	4	13	13	13
朗読奉仕員養成・研修事業	人/年	21	—	18	—	—
入居者家賃助成事業	人/年	299	366	403	443	487

《関連する障害者基本計画の取組》

- 柱1-施策3-取組1 「情報の提供と利活用の充実」
- 柱2-施策1-取組2 「高齢障害・重度障害等にも対応できる環境の整備」
- 柱2-施策2-取組1 「在宅生活を支援するサービスの充実」
- 柱2-施策2-取組2 「日中活動や医療等のサービスの充実」

付属資料

1. 計画策定の流れ

(1) 策定経過

計画の策定にあたっては、障害者本人や家族、障害福祉関係団体、委託支援事業所等からのアンケートやヒアリング、パブリックコメントなどにより収集した意見を踏まえ、障害福祉を巡る現状や今後の方向性などについて検討し、計画素案を作成の上、柏市自立支援協議会及び柏市健康福祉審議会障害者健康福祉専門分科会において、専門的見地から審議を行い、計画策定を進めました。

		柏市健康福祉審議会	柏市自立支援協議会	その他
2022年度	4月			
	5月			策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル選定委員会
	6月		運営会議①22日	
	7月	分科会①21日	全体会①7日	
	8月			障害者向け・市民向けアンケート調査(8/10~9/16)
	9月			委託相談支援事業所ヒアリング(9/27,9/30)
	10月		運営会議②19日	障害福祉関係団体ヒアリング(9/28~9/30,11/9)
	11月	分科会②17日	全体会②2日	障害児向けアンケート調査(追加)(11/8~11/22)
	12月			
	1月		運営会議③19日	
	2月	分科会③16日	全体会③1日	
	3月			
2023年度	4月			
	5月	分科会①25日	運営会議①(計画策定会議)16日	
	6月			
	7月		運営会議②6日,全体会①20日	
	8月	分科会②3日		
	9月		運営会議③(計画策定会議)22日	
	10月	分科会③5日	運営会議④19日	
	11月	分科会④16日	全体会②2日	パブリックコメント(11/27~12/26)
	12月			
	1月		運営会議⑤18日	
	2月	分科会⑤15日	全体会③1日	
	3月			

(2) 柏市健康福祉審議会障害者健康福祉専門分科会

① 委員名簿

氏名(敬称略)	所属	備考
松浦 俊弥	淑徳大学	会長
小柴 明人	千葉県立柏特別支援学校	副会長
松永 光代	社会福祉法人緑の会	
秋谷 正	社会福祉法人柏市社会福祉協議会	
大村 美保	筑波大学	
中村 佳弘	柏市薬剤師会	任期:2023年7月28日まで
大塚 昌孝	柏市薬剤師会	任期:2023年10月26日から
高橋 厚	柏市医師会	任期:2023年7月19日まで
中島 啓介	柏市医師会	任期:2023年7月20日から
豊田 泉	柏市心身障害者福祉連絡協議会	
渡部 利一	柏市視覚障害者協会	

② 審議経過

	日程・場所(方法)	議事
第1回	2023年5月25日(木) 柏市教育福祉会館1階 障害者活動センター	● 諮問 ● 次期ノーマライゼーションかしわプラン骨子案について
第2回	2023年8月3日(木) 柏市教育福祉会館1階 障害者活動センター	● ノーマライゼーションかしわプラン2021令和4年度実績報告 について ● 次期ノーマライゼーションかしわプラン総論及び重点施策案 について
第3回	2023年10月5日(木) 柏市教育福祉会館2階 福祉会議室	● 次期ノーマライゼーションかしわプラン各論(柱1,柱3)案に ついて
第4回	2023年11月16日(木) 柏市教育福祉会館1階 障害者活動センター	● ノーマライゼーションかしわプラン2024パブリックコメント素案 について
第5回	2024年2月15日(木) 柏市教育福祉会館1階 障害者活動センター	● ノーマライゼーションかしわプラン2024案について ● 答申

※いずれの回もウェブ形式併用による開催

2. 計画策定のための基礎調査等

(1) アンケート調査

① 障害者向けアンケート

障害者の日常生活の実態や障害福祉に対するニーズなどを把握することを目的として、アンケート調査を実施しました。

年齢区分	対象者	人数
18歳以上	身体障害者手帳所持者から無作為抽出	1,400
	療育手帳所持者から無作為抽出	250
	精神障害者保健福祉手帳+受給者証(精神通院)から無作為抽出	950
	特定疾病療養者見舞金受給者から無作為抽出	400
18歳未満	各手帳+受給者証(福祉サービス)所持者から無作為抽出	500
	合計	3,500

・回収結果:

配布数	3,446票(対象3,500票-郵便不着54票)
回収数	1,583票(白票12票含む), 回答方法内訳:紙1,281票, インターネット302票
回収率	45.9%(有効回答率45.6%)

② 市民向けアンケート

一般市民の障害福祉に関する意識や関心, 障害者との交流機会などの把握することを目的として, アンケート調査を実施しました。

配布数	991票(対象1,000票-郵便不着9票)
回収数	389票(白票5票含む), 回答方法内訳:紙273票, インターネット116票
回収率	39.3%(有効回答率38.7%)

③ 障害児向けアンケート(追加調査)

①障害者向けアンケートにおいて, 18歳未満の対象者, 特に小学生の年代における回答が少なかったことを受け, 調査を補完する目的でアンケート調査を実施しました。

配布数	1,751票(対象1,752票-郵便不着1票)
回収数	645票(有効票603票, 無効票(回答年代相違)18票, 白票24票)
回収率	36.8%(有効回答率34.4%)

(2) 各種ヒアリング調査

① 障害福祉関係団体ヒアリング

市内の障害福祉関係団体(9団体)を対象に、各団体における活動実態や課題、優先的取組などを把握することを目的として、ヒアリング調査を実施しました。

団体名	関連する障害種別
柏市視覚障害者協会	視覚障害
柏市聴覚障害者協会	聴覚障害
特定非営利活動法人 千葉県中途失聴者・難聴者協会 柏地区会	聴覚障害
柏市肢体不自由児(者)を育てる会	肢体不自由
柏市手をつなぐ育成会	知的障害
柏市自閉症協会	発達障害
精神障害者家族会よつば会	精神障害
東葛菜の花「高次脳機能障害者と家族の会」	高次脳機能障害
千葉県パーキンソン病友の会 第6ブロック	難病

② 委託相談支援事業所ヒアリング

市内の委託相談支援事業所(5事業所)を対象に、各事業所における地区ごとの活動実態や課題、対応策などを把握することを目的として、ヒアリング調査を実施しました。

事業所名	担当地区
社会福祉法人青葉会 地域生活相談センターシャル	北部
社会福祉法人ワーナーホーム たんぽぽセンター	中央
特定非営利活動法人権利擁護あさひ	中央
社会福祉法人ぶるーむ ぶるーむの風相談室	南部
社会福祉法人桐友学園 サポートセンター沼南	東部

(3) パブリックコメント

市民の意見及び提案を反映するため、パブリックコメントを実施しました。

① 実施期間

2023年11月27日から2023年12月26日(30日間)

② 実施結果

意見提出3人、計50件

3. 用語解説

あ行	
ICT(アイシーティー)	Information and Communication Technologyの略。IT(情報技術)の概念をさらに一歩進め、ITに通信コミュニケーションの重要性を加味した言葉で、情報通信技術を指す。
一般就労	雇用契約を結んで企業へ就職する通常の雇用形態のこと。一般就労では労働基準法や最低賃金法が適用される。対して、福祉的な支援を受けながら働く障害者の就労を「福祉的就労」といい、労働法規が適用されず、工賃が支払われる。
医療的ケア	一般的に学校や在宅等で日常的に行われている、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰(かたん)吸引、経管栄養、気管切開部の衛生管理等の医療行為を指す。
インクルーシブ教育システム	障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶ仕組み。同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズに応じるため、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」の整備が進められている。
か行	
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者等からの一般的な相談支援のほか、地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者支援や自立支援協議会に関与した地域づくりの業務を行うセンターのこと。
強度行動障害	激しい他害、自傷、多動など、本人や周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態。
グループホーム	障害者が地域住民との交流が確保される地域の中で、家庭的な雰囲気の下、日常生活に必要な援助を受けながら、少人数で共同生活を営む住まいの場。
ケアマネジメント	障害児者とその家族の意向を踏まえ、地域で豊かに暮らすための支援ができるよう、各種サービスを的確に提供し、地域における生活の支援を行う社会福祉援助技術。
権利擁護	自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な障害者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの獲得を行うこと。
高次脳機能障害	脳血管疾患や交通事故などによる脳損傷を原因とする、記憶・注意・思考・言語などの障害。外見上は障害が目立たないため、周囲に理解されにくいことや、本人自身が障害を十分に認識できないこともある。

<p>工賃</p>	<p>主に就労継続支援B型事業所及び他の生産活動を行う通所系障害福祉サービス事業所（障害者支援施設での日中活動の場を含む）で生産活動に従事する（福祉的就労で働く）利用者に支払われるもの。生産活動に係る事業の収入から、生産活動に係る必要な経費を差引いた額に相当する金額が工賃として支払われる。</p>
<p>合理的配慮</p>	<p>障害者が他者と平等に人権及び基本的自由を享有し、行使できるよう、社会の中にある障壁（バリア）を取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が示されたときに、負担が重すぎない範囲で行う調整や変更のこと。</p>
<p>さ行</p>	
<p>サービス等利用計画</p>	<p>障害者の心身の状況、置かれている環境、本人及びその家族の意向等を勘案し、利用する障害福祉サービス等の種類及び内容等を定める計画。指定特定相談支援事業者が作成する。</p>
<p>児童発達支援センター</p>	<p>地域の障害児支援の中核的な役割を担う機関として、通所児童に対し高度の専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供するとともに、障害児の家族、障害児通所支援事業者、その他の関係者に対し、相談、専門的な助言、その他の必要な援助を行うことを目的とする施設。</p>
<p>市民後見人</p>	<p>成年後見制度利用者の親族以外の第三者で、弁護士や司法書士などの専門職後見人以外の第三者後見人のこと。成年後見制度の普及に伴い、市民後見人への支援・指導や家庭裁判所、自治体との連携体制が一層求められている。</p>
<p>社会福祉士</p>	<p>社会福祉士及び介護福祉士法によって創設された福祉専門職の国家資格。身体上もしくは精神上障害があること、または環境上の理由により日常生活を営むことに支障がある人の福祉に関する相談に応じ、助言・指導その他の援助を行う。</p>
<p>重症心身障害</p>	<p>障害の種別にかかわらず2つ以上の障害のある「重複障害」とは異なり、重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複する場合に限って使われる名称。</p>
<p>障害支援区分</p>	<p>障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもので、市町村が障害福祉サービスの種類や量を決定する際に参考になっている。必要とされる支援の度合が最も低い「非該当」から順に「区分6」までの各区分に市町村が認定する。</p>
<p>障害者基本法</p>	<p>障害者施策を総合的かつ計画的に進め、障害福祉を増進することを目的に1993年に施行された法律。障害者の自立と社会参加の支援等のための施策に関する基本理念とともに、国や地方公共団体の責務など施策の基本となる事項を定めている。</p>
<p>障害者虐待防止センター</p>	<p>障害者への虐待に対応する窓口として、虐待に関する通報や届出の受理、相談・指導、虐待防止に関する啓発活動等を行う施設。</p>

障害者雇用促進法	正式名称は「障害者の雇用の促進等に関する法律」で、1960年に施行された法律。障害者の職業生活における自立を促進するための措置を総合的に講じ、障害者の職業の安定を図ることを目的に制定された。
障害者差別解消法	正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」で、2013年に施行された法律。共生社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消の推進について定めている。
障害者週間	12月3日から12月9日までの1週間。国民の間に広く障害福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的としている。
障害者就業・生活支援センター	就業や職場への定着が困難な障害者を対象として、身近な地域で雇用、福祉、教育等の関係機関との連携の拠点として連絡調整等を積極的に行いながら、就業及びそれに伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に行う機関。
障害者総合支援法	2006年に成立した障害者自立支援法が、2012年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改称された法律。障害者の定義に難病等を追加するなど、地域社会における共生の実現に向けて、障害者の生活を総合的に支援するための新たな障害保健福祉施策を講ずるために制定された。
情報アクセシビリティ	さまざまな製品、建物やサービスにアクセスしやすいことやその度合いを示す「アクセシビリティ」の中でも、特に情報の取得や利用にあたって、可能な限り、その障害の種類及び程度に応じた手段を選択できるようにすること。
ジョブコーチ	障害者が職場への適応を図れるように支援し、障害者の職場への適応を直接支援するだけでなく、事業主や同僚、家族への助言、障害の状況に応じた職務の調整や職場環境の改善等も行う。
自立支援協議会	障害者等に係る地域の課題を解決するため、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった本人・家族・地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域のサービス基盤の構築を進めていく役割を担う会議体。障害者総合支援法に基づき、設置は地方公共団体の努力義務となっている。
自立支援医療	心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度。精神医療を継続的に要する症状にある人への「精神通院医療」、身体障害者への「更生医療」及び「育成医療」がある。
身体障害者手帳	身体の機能に一定以上の障害があると認められた人の自立と社会経済活動への参加を促進するための援助と必要な保護のために交付される手帳。
精神障害者保健福祉手帳	一定程度の精神障害の状態にある人の自立と社会参加の促進を図るために交付される手帳。

精神保健福祉士	精神保健福祉法に基づく精神障害者の社会復帰に関する専門職の国家資格。専門的知識及び技術をもって、社会復帰に関する相談・助言・支援等を行う。
成年後見制度	知的障害や精神障害、発達障害、認知症などの理由により判断能力が不十分で自分自身の権利を守ることができない人を保護・支援する制度。財産の管理やサービス利用などの契約、遺産分割の協議などをサポートする。
相談支援専門員	計画相談支援及び地域相談支援等を行う事業所において配置が義務付けられる職員。相談支援専門員として業務に従事するためには、法令に定める研修の履修及び実務経験が必要となる。
た行	
地域共生社会（共生社会）	全ての人々が一人一人の暮らしと生きがいを、共に創り、高め合う社会。または困難を持つあらゆる人を地域で支えるための仕組みを目指す考え方。
地域生活支援事業	指定障害福祉サービスなどとは別に、障害者総合支援法の規定に基づいて都道府県や市町村が行う事業。地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により計画的に実施する。
地域包括ケアシステム	高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援サービスを継ぎ目なく連続的かつ包括的に日常生活圏域で提供をしていく仕組み。障害福祉分野では、精神障害に着目した「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」として用いられることが多い。
チャレンジドオフィス （チャレンジドオフィスかしわ）	一般企業等で働く意欲があるものの、就労に結び付かない障害者を対象に、市役所の会計年度任用職員として雇用し、就労スキルの向上や勤怠の安定を図ることにより、一般企業等への就労を円滑に行えるようにする事業。
点訳奉仕員	所定の講習を受けて点訳の技術を習得し、視覚に障害者のために点字図書の作成などをする人。
特別支援教育	従来の「特殊教育」から転換された教育制度で、障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた取組を支援するという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズに応じて能力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服するために適切な指導や必要な支援を行うもの。
な行	
難病	発病の機構が明らかでなく、治療方法が確立していない希少な疾病であって、長期の療養を必要とするもの。
ネットワーク	各主体を網の目のように結び、つなぐこと。サービス提供においては「サービス提供主体間の情報交換を促し、情報の共有化を図るとともに、協力・連携体制を構築すること」を意味する。

ノーマライゼーション	障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整え、共に生きる社会こそが当たり前(ノーマル)であるという考え方。
は行	
発達障害	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの。
バリアフリー	社会生活をしていく上で妨げとなる障壁(バリア)となるものを除去(フリー)するという意味で、建物や道路の段差解消など生活環境上の物理的障壁を除去すること。より広く、社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味でも用いられる。
ピアサポート	障害者自身が、自らの体験に基づいて、他の障害者の相談相手となったり、同じ仲間として社会参加や地域での交流、問題の解決等を支援したりする活動。また、この活動をする人を「ピアサポーター」という。相談に力点を置く「ピアカウンセリング」も類似の概念。
ヒアリングループ	磁気発生装置と補聴器の併用により聴覚に障害者を支援する方法。マイクで拾った音声を大きな輪(ループ)にしたコードに流して磁気を発生させ、そのループコードの範囲内であれば、ヒアリングループ対応の補聴器により音声を聞くことができる。
避難行動要支援者	高齢者や障害者等、災害時または災害発生の恐れがあるときに一人で避難することが困難な人のこと。
ペアレントトレーニング	保護者や養育者が環境調整や子どもへの肯定的な働きかけをロールプレイやホームワークを通して学び、保護者等の関わり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動の促進と不適切な行動の改善を目指す家族支援のアプローチの1つ。「ペアレントプログラム」ともいう。
ペアレントメンター	発達障害児を育てた経験を持つ保護者で、その経験を生かし、同じ親の立場から、子育てで同じ悩みを抱える保護者などに対して相談・助言を行う。
ヘルプマーク・ヘルプカード	障害等により、支援や配慮を必要としているが外見から分からない人などが、周囲の人に支援等を必要としていることを知らせるためのもの。
ま行	
盲ろう者向け通訳	手話を始めとして、蝕手話、点字を応用したものなど、さまざまな方法で通訳を行うこと。盲ろう者は視覚と聴覚の両方に障害があり、視覚及び聴覚の障害の程度や生育歴、他の障害との重複の仕方等によって多様なコミュニケーション方法が必要とされている。

や行	
要約筆記	話し手の話す内容をつかみ、それを筆記して聴覚障害者に伝えること。大規模な会議等においては、手書きした原稿をOHP(オーバー・ヘッド・プロジェクター)でスクリーンに投影したり、パソコンを使用して作成した画面をプロジェクターで投影したりする方法が用いられている。
ユニバーサルデザイン	特定の年齢・性別・国籍・心身状態の人を対象とするのではなく、どのような人でも利用することができる施設や製品を計画・設計すること。
ら行	
ライフサポートファイル	子どもの成長の記録や医療・福祉サービス等の利用に関する情報について、保護者が記録・保管し、関係機関との情報共有や、将来いろいろな制度を利用する際に活用する。本市では「柏市サポートファイル」という。
ライフステージ	人の一生を年代によって分けたそれぞれの段階をいう。幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などに区分され、誕生・入学・卒業・就職・結婚・子どもの誕生・退職・死など、それぞれの段階に応じた節目となる出来事を経験する。また、それぞれの段階ごとに特徴的な悩みや問題などが見られる。
療育	障害児について、早期に適切な治療等を行い、障害の治癒や軽減を図りながら育成すること。
療育手帳	知的障害者に各種の支援策を講じることを目的として交付される手帳。
レスパイト	「息抜き」「休息」の意味。福祉分野では、在宅で介護をする家族などの介助者が休息を取れるよう支援するサービスを指す。介助者の負担軽減を目的とすることから家族支援に該当する。
朗読奉仕員	所定の講習を受けて朗読の技術を習得し、視覚障害者のために声の図書(録音テープ)の作成や対面朗読などをする人のこと。

ノーマライゼーションかしわプラン2024

第4期柏市障害者基本計画(後期計画), 第7期柏市障害福祉計画, 第3期柏市障害児福祉計画

発行 柏市

編集 柏市福祉部障害福祉課

〒277-8505 千葉県柏市柏五丁目10番1号

TEL 04-7167-1136

FAX 04-7167-0294

ノーマライゼーション かしわプラン2024

発行／柏市 編集／柏市福祉部障害福祉課
〒277-8505 千葉県柏市柏五丁目10番1号
TEL 04-7167-1136 FAX 04-7167-0294

表紙では、障害者の暮らしを支える「かしわネットワーク」が地域にしっかりと根ざし、安定した障害福祉ネットワークとして伸長している様子を、幹太く大きく枝葉を広げて育つ1本の木に表しました。結んだ実には計画の4つの基本目標をイメージして、支援の必要な人も支える人もみんなが寄り添い共に健やかに暮らす姿を描きました。